令和８年度乗合バス事業者運行緊急支援金交付要領

（趣旨）

第１条　県の交付する乗合バス事業者運行緊急支援金（以下「支援金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　支援金は、燃料価格高騰による厳しい経済的打撃を受ける乗合バス事業者に対し、今後の事業継続を支援し、県民の移動手段の維持・確保に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）乗合バス路線

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第５条第３号に規定する路線定期運行であって、栃木県内において運行する路線をいう。

（２）乗合バス事業者

栃木県内において乗合バス事業（法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。

（３）乗合バス車両

法第２条第８項に規定する事業用自動車のうち、乗合バス路線に供する車両をいう。ただし、高速バス車両（法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第１項第１号ロに規定する長距離急行運送に供する車両のうち、発着地のいずれかが栃木県外であるものをいう。以下同じ。）、県又は市町村等からの委託を受けて運行する車両及び県又は市町等からの負担金等により運行欠損額の全額が補填されている車両を除く。

（支援対象事業者）

第４条　対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす乗合バス事業者とする。

（１）栃木県内に本店又は営業所を有していること。

（２）申請日時点において、乗合バス事業者自身が運行する乗合バス路線を有すること。

（３）令和８年４月１日時点において、栃木県内で乗合バス事業（休業していないものに限る。）を営んでいたこと。

（４）前号に掲げる当該乗合バス事業について、申請日時点において休業又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること。

（５）自己又は自己の法人の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（６）前号のイからキまでに掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（７）県税に未納がないこと。

（支援金の額）

第５条　支援金の額は、申請者が保有する乗合バス車両のうち、栃木県内で届出（法第15条第３項に規定する届出をいう。以下同じ。）されている車両（休車しているものを除く。以下同じ。）１台当たり18.6万円とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、車両の数の算定に当たっては、県内で届出されている車両のうち、令和８年４月１日時点の車両の数又は交付決定日時点の車両の数のいずれか少ない数を上限とする。

（支援金の交付の申請）

第６条　支援金の交付の申請をしようとする者が規則第４条第１項の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和８年度乗合バス事業者運行緊急支援金	令和８年度乗合バス事業者運行緊急支援金交付申請書	別記様式第１	１	ア　履歴事項全部証明書 イ　支援対象車両の申請日時点で有効な自動車検査証記録事項の写し ウ　支援金申請台数内訳書 エ　納税証明書（栃木県の県税に未納がないことの証明書） オ　誓約書 カ　事業報告書及び輸送実績報告書の写し一式（法第３条に規定する旅客自動車運送事業の種類のうち、申請者が経営するもの全て。原則、令和５年度、令和６年度及び令和７年度の３箇年分とする。） キ　チェックリスト	各１	令和８年11月27日

（交付申請の回数）

第７条　支援金の交付申請の回数は、乗合バス事業者１社につき１回とする。

（支援金の交付）

第８条　知事は、交付の決定をした後、速やかに申請者に対し支援金を交付するものとする。

（適用除外）

第９条　支援金の交付に当たり、規則第11条及び第13条の規定は適用しない。

附　則

この要領は、令和８年10月26日から適用し、令和８年度分限り、その効力を失う。